

年金記録訂正請求に係る答申について

**北海道地方年金記録訂正審議会
令和8年1月 28 日答申分**

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2500073 号
厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2500033 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 31 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 1 日までの期間及び令和 5 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の 1 のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 31 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の 2 のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額（上記第 1 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における令和 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の 3 のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、本件訂正請求日（令和 7 年 5 月 16 日）後に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚年法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成元年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 31 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 1 日まで
② 令和 5 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち請求期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び請求期間②のうち令和 5 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、本件訂正請求日（令和 7 年 5 月 16 日）において、既に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法が適用されるところ、事業主が保管する給料支払明細書（控え）、賃金台帳、源泉徴収簿及び給与所得の源泉徴収票のほか、給与の振込口座に係る預金通帳及び預金取引明細表（以下「給料支払明細書等」という。）によると、請求者は、A 社から、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は

推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った届出を行い、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち平成31年2月1日から同年3月1日までの期間について、給料支払明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記第3の1により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められることから、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認できる請求者の報酬月額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記第3の1による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚年法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②のうち令和5年4月1日から同年5月1日までの期間について、本件訂正請求において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚年法に基づき標準報酬月額を認定することとなるところ、給料支払明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であることが認められることから、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認できる請求者の報酬月額から、別表の3のとおりとすることが必要である。

別 表

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2500073 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2500033 号

訂正期間	訂正前の 標準報酬月額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚年法 第 75 条本文 による訂正後の 標準報酬月額	厚年法 第 75 条ただし書 による訂正後の 標準報酬月額
平成 31 年 2 月	18 万円	19 万円	20 万円	—
平成 31 年 3 月から 令和元年 8 月まで			既に記録されて いる厚年法第 75 条本文該当の 標準報酬月額 (20 万円) を 維持	—
令和元年 9 月から 令和 2 年 3 月まで				—
令和 2 年 4 月から 同年 8 月まで	14 万 2,000 円	20 万円	—	—
令和 2 年 9 月から 令和 3 年 12 月まで		22 万円	—	—
令和 5 年 3 月	14 万 2,000 円	22 万円	—	—
令和 5 年 4 月		—	—	22 万円

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2500062 号
厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2500032 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②から⑫までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑬について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑭から⑰までについて、請求者のB社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑱から⑳までについて、厚生年金保険の第四種被保険者であったことを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 1 日から昭和 62 年 12 月 30 日まで

② 昭和 57 年 7 月

③ 昭和 57 年 12 月

④ 昭和 58 年 7 月

⑤ 昭和 58 年 12 月

⑥ 昭和 59 年 7 月

⑦ 昭和 59 年 12 月

⑧ 昭和 60 年 7 月

⑨ 昭和 60 年 12 月

⑩ 昭和 61 年 7 月

⑪ 昭和 61 年 12 月

⑫ 昭和 62 年 7 月

⑬ 昭和 63 年 4 月 2 日から平成 8 年 5 月 19 日まで

⑭ 平成元年 7 月

⑮ 平成元年 12 月

⑯ 平成 2 年 7 月

⑰ 平成 2 年 12 月

⑱ 平成 3 年 7 月

⑲ 平成 3 年 12 月

⑳ 平成 4 年 7 月

㉑ 平成 4 年 12 月

㉒ 平成 5 年 7 月

- ㉓ 平成 5 年 12 月
- ㉔ 平成 6 年 7 月
- ㉕ 平成 6 年 12 月
- ㉖ 平成 7 年 7 月
- ㉗ 平成 7 年 12 月
- ㉘ 平成 8 年 5 月 19 日から平成 10 年 6 月 8 日まで
- ㉙ 平成 10 年 9 月 14 日から平成 11 年 2 月 1 日まで
- ㉚ 平成 12 年 4 月 21 日から平成 13 年 4 月 2 日まで
- ㉛ 平成 13 年 12 月 8 日から平成 16 年 1 月 1 日まで

請求期間①は A 社で勤務していた期間であるが、標準報酬月額が記憶している給与額より低い額となっている。また、請求期間②から⑫までについて、同社から賞与が支給されていたが、標準賞与額の記録がない。

請求期間⑬は B 社で勤務していた期間であるが、標準報酬月額が記憶している給与額より低い額となっている。また、請求期間⑭から⑰までについて、同社から賞与が支給されていたが、標準賞与額の記録がない。

請求期間⑯は、前職（B 社）の経理担当者に手続を依頼して厚生年金保険を任意継続し、送付された納付書により毎月 3 万 4,500 円の厚生年金保険料を納付していたが、国民年金保険料納付済期間となっている。

請求期間⑯は、前職（C 社）の店長に手続を依頼して厚生年金保険を任意継続し、送付された納付書により毎月 3 万 4,500 円の厚生年金保険料を納付していたが、国民年金保険料納付済期間となっている。

請求期間⑰は、前職（D 社）の社長に手続を依頼して厚生年金保険を任意継続し、送付された納付書により毎月 3 万 4,500 円の厚生年金保険料を納付していたが、国民年金保険料納付済期間となっている。

請求期間⑱は、前職（E 社）の親会社（F 社）の社長に手続を依頼して厚生年金保険を任意継続し、送付された納付書により毎月 3 万 4,500 円の厚生年金保険料を納付していたが、国民年金保険料納付済期間となっている。

請求期間①から⑯までについて、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された A 社退職後の雇用保険受給資格者証によると、離職時賃金日額は、7,832 円となっており、請求者の離職前 6 か月間における賃金月額の平均は、23 万 4,960 円であることが推認できるが、同社は、請求者の請求期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料を保存していないと回答していることから、実際の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求者は、当該事業所における標準報酬月額について、自分が記憶している給与額より低い額で記録されていると主張しているものの、給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していない上、請求者が給与の振込先であったとする金融機関の取引履歴は保存年限が経過していることから、請求者の請求期間①における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により、請求期間①中に 6 か月以上厚生年金保険の被保険者であった者のうち、生存及び所在が確認できた 10 人に照会し、6 人から回答が得られたものの、請求者と同様に給与額と標準報酬月額が相違しているとする者はいなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票において確認できる請求者の請求期間①に係る標準報酬

月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同原票において、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡はなく、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②から⑪までについて、請求者は、A社から賞与が支給されていたが標準賞与額の記録がないと主張している。

しかしながら、標準賞与額として記録され、保険給付の計算の基礎となるのは、総報酬制が導入された平成15年4月1日以降に支払われた賞与であり、請求期間②から⑪までに支払われた賞与について、標準賞与額が記録されることはないことから、記録の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間⑬について、請求者から提出されたB社退職後の雇用保険受給資格者証によると、離職時賃金日額は、1万1,680円となっており、請求者の離職前6か月間における賃金月額の平均は、35万400円であることが推認できるが、オンライン記録によると、同社は平成20年8月8日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同社は平成20年9月＊日に破産手続が開始されており、元代表取締役は、請求者の請求期間⑬における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料を保存していないと回答していることから、実際の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求期間⑬当時、当該事業所で給与計算等の事務を担当していたとする者は、「給与計算は社長に言われたとおりに行っており、従業員の給与額を少なく記載したことはない。社会保険の届出は社会保険労務士事務所に委託していた。」と述べている上、当該委託先の社会保険労務士事務所は、当時の社会保険労務士は亡くなっているため、当時の状況について確認することができないと回答している。

さらに、オンライン記録により、請求期間⑬中に当該事業所において6か月以上厚生年金保険の被保険者であった者のうち、生存及び所在が確認できた25人（上記の元代表取締役及び事務担当者を除く。）に照会し、16人から回答が得られたところ、自身の給与額と標準報酬月額が相違しているとする者はいない上、オンライン記録において、請求者の請求期間⑬に係る標準報酬月額が遡って訂正された形跡はなく、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑬において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間⑭から⑯までについて、請求者は、B社から賞与が支給されていたが標準賞与額の記録がないと主張している。

しかしながら、上記第3の2で述べたとおり、標準賞与額として記録され、保険給付の計算の基礎となるのは、総報酬制が導入された平成15年4月1日以降に支払われた賞与であり、請求期間⑭から⑯までに支払われた賞与について、標準賞与額が記録されることはないことから、記録の訂正を認めることはできない。

- 5 請求期間⑰から⑲までについて、請求者は、厚生年金保険を任意継続し、毎月、厚生年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、勤務していた事業所を退職したこと等の理由により厚生年金保険の被保険者でなくなった者が第四種被保険者となり同保険の加入を継続する制度（旧厚生年金保険法「昭和29年法律第115号（昭和60年法改正前）」第15条）は、請求期間⑰より前の昭和61年に原則として廃止され、その後については、厚生年金保険法附則（昭和60年5月1日法律第34号）第43条によ

り、一定の要件を満たす者についてのみ、第四種被保険者となることができる旨の経過措置が規定されており、請求者を含む昭和 16 年 4 月 2 日以後に生まれた者については、少なくとも、同附則の施行日の前日である昭和 61 年 3 月 31 日において、10 年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有していることが必要となるが、請求者は、同日において、厚生年金保険の被保険者期間が通算 5 年 10 か月であることから、請求期間⑧から⑪までについて、厚生年金保険の第四種被保険者となること及び同保険料を納付することはできない。

また、厚生年金保険の第四種被保険者となるための手続は、被保険者自身が行う必要があるところ、請求者は、自身が当該手続を行ったことはなく、請求期間⑧から⑪までのいずれについても、他の者に手続を依頼したと述べていることから、請求者が手続を依頼したとして挙げた 4 人に照会し、二人から回答が得られたものの、このうち一人は、請求者から手続の依頼は受けていないと述べている上、他の一人は、請求者を記憶していない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間⑧から⑪までのいずれの期間についても、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、請求者は、請求期間⑧から⑪までにおいて、健康保険の任意継続は行っていないと述べているところ、全国健康保険協会 G 支部は、請求者が平成 8 年 5 月 19 日から平成 10 年 5 月 18 日までの期間、平成 12 年 4 月 21 日から平成 13 年 4 月 1 日までの期間及び平成 13 年 12 月 8 日から平成 15 年 12 月 7 日までの期間において、健康保険の任意継続被保険者であったと回答している。

このほか、請求者が請求期間⑧から⑪までにおいて、厚生年金保険の第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑧から⑪までにおいて、厚生年金保険の第四種被保険者であったと認めるることはできない。